

市立豊中病院の地方公営企業法全部適用移行について

- 1 地方公営企業法全部適用移行予定 平成 23 年（2011 年）4 月
- 2 全部適用移行による変更点等
  - ① 病院経営に関する権限と責任を持つ事業管理者（特別職）の設置  
※市長が事業管理者を任命
  - ② 人事・給与制度に関して、病院独自で制度設計が可能
  - ③ 組織及び運営に関して、病院独自で制度設計が可能

市立豊中病院 地方公営企業法全部適用移行 スケジュール(予定)

(全部適用に移行する目的)

医師不足等を背景とした地域医療システムの崩壊や保険財政の悪化を受けた度重なる診療報酬制度の見直しなど、近年、医療を取り巻く環境は大きく変化してきています。このような厳しい環境の中、当院は、病院の基本理念である『心温かな信頼される医療』を、今後とも安定的に提供できるよう、診療体制の維持・強化に努めなければなりません。そのため、経営形態を地方公営企業法の一部適用から全部適用へ変更し、新たに病院事業管理者を設置することにより、急速に変化する医療環境の変化や、人事・給与制度を病院事業の特性を踏まえた制度への見直し、医師・看護師など医療スタッフの安定的確保に迅速に対応していきます。このような変革を通じ、地域の中核病院としての役割を今後も果たしながら、引き続き地域医療へ貢献していきます。

検討事項	22年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	23年1月	2月	3月	4月(4/1全部適用)	
病院事業管理者の選定	管理者の人選												○4/1市長により任命	
(条例・規程関係)														
条例制定	法務室へ報告(年間計画)	原案作成(市条例)						法務室ヒアリング			市議会上程			○4/1公布・施行
管理規程制定	原案作成(新設改正・水道規程、訓令) (市規則・市訓令、公平委員会規則)												○4/1公布・施行	
(人事・給与関係)														
人事・給与制度の検討	関係部局調整(必要に応じ随時)		人事・給与制度について検討(関係部局)											
人事・給与システム(ADPS)の再編	関係部局調整(必要に応じ随時)		システム設置について検討(関係部局)			関係部局との打ち合わせ			システムの再編		担当者への操作研修			
人事・給与・厚生関係業務移管	関係部局調整(必要に応じ随時)		移管業務についての関係部局との調整(システム設置の有無等ケースによる業務の把握)				移管業務についての関係部局との調整				各業務移管、引継ぎ(関係部局)			
組織・機構改革	関係部局調整(必要に応じ随時)		組織・機構改正案の検討・作成(関係部局と協議)											
組合協議	組合協議													
政策会議			6月15日								11月上旬			
病院運営審議会					7月16日									
議会関係									各会派へ説明		市議会		市議会	
全適プロジェクトチーム会議	関係部局との連絡調整会議を月1回程度開催													
他市先進都市視察	全適実施他市を視察		引き続き必要に応じ、全適実施他市を視察、照会											